

一関地区広域行政組合管理者専決条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第32号

改正 令和3年3月23日 条例第6号

改正 令和4年3月23日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項で管理者において専決処分にすることができる事項を定めるものとする。

(専決の範囲)

第2条 管理者の専決事項を次のとおり定める。

- (1) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の1,000万円以内の変更に関する事。
- (2) 法律上組合の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき50万円以内の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関する事。
- (3) 組合が加入して組織する一部事務組合の規約の変更又は構成地方公共団体の数の増減に関する事。
- (4) 条例の主旨に変更を及ぼさない範囲の字句の修正に関する事。

附 則

この条例は、平成18年6月6日から施行する。

附 則（令和3年3月23日条例第6号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。